

令和3年12月15日

学生の皆さんへ

理事（教育・学生・国際担当）

年末年始における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について（通知）

全国の新規感染者数は比較的低水準で推移していますが、11月末には新たな変異株（オミクロン株）感染者が国内で確認され、12月上旬には他県で40人を超えるクラスターも発生するなど、依然として予断を許さない状況にあります。

ついては、年末年始には帰省等で普段会っていない人との接触や会食の機会が増えることが予想されますが、これまで以上に感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、学生の県外移動等の取扱いについては「10月1日付け文書」と基本的には変更はありませんが、改めて以下に示しますので、内容を確認の上ルールを厳守するようお願いいたします。

記

1. ワクチン接種と感染について

ワクチン接種者でも感染（ブレイクスルー感染）する可能性がありますので、2回接種を終えても気を緩めることなく、基本的な感染防止対策の徹底及び感染リスクが高まる行動を控えるようお願いいたします。

2. 学生の県外移動について

訪問地域の感染状況を踏まえて慎重に判断し、県外移動を行う場合は1週間前までに所属の学務担当に届け出し、帰県後14日間の健康観察を行うとともに、少しでも体調に異変がある場合は登校せず保健管理センターに連絡してください。（帰県後14日間の自宅待機は不要となります。）

また、訪問先等では、不織布マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底してください。

3. 会食等

食事の場で感染が発生していることに留意し、飲食の際は会話を控え、会話をするときにはマスクを着用し大声を出さないなど十分注意をお願いいたします。

また、できるだけ長時間を避け、「なるべく普段一緒にいる人」と「マスク会食」を行うとともに参加人数に応じた席の配置や換気の徹底など感染リスクを回避することに留意するようお願いいたします。

なお、本学学生（団体）が主催する10人以上で会食を行う場合は、1週間前までに届け出が必要となります。詳細については12月10日付けで発出した「会食に伴う届出方法等の変更について（通知）」を確認してください。

4. 健康観察及び行動の記録

学生自身が「感染しない」、「感染させない」という意識を強く持って行動し

てください。

また、「健康観察（健康観察 CHAT）」及び「行動の記録」は、県外移動にかかわらず毎日行ってください。自身、友人、バイト先及び同居人等に感染の疑いが生じた場合は記録の提出を求めることがあります。

5. 留意事項

- ①本通知以外に所属学部から別途学外実習等の参加に伴う条件がある場合は、その指示に従ってください。
- ②県外移動の届け出は移動の1週間前としていますが、緊急に移動をする場合は、その時点で速やかに届出してください。
- ③マスクについては、不織布タイプを利用するなど防御能力のあるものを利用するとともに、適切な装着方法で使用する（鼻を出さない、ノーズワイヤーを調整して顔に密着させる等）ようお願いします。
- ④大学のルールを遵守しない場合は、処分の対象となることがあります。
- ⑤今後の感染状況によっては取扱いを変更することがありますので、少なくとも1日1回は a・net を確認してください。

担当：秋田大学総合学務課